

孔子廟無償提供 大法廷へ

最高裁 政教分離 憲法判断か

【那覇市】孔子を祭る「孔子廟」のため、那覇市が公園内の土地を無償で提供していることが憲法の政教分離の原則に違反するかが争われた住民訴訟で、最高裁第3小法廷（戸倉三郎裁判長）は29日、審理を大法廷（裁判長・大谷直人長官）に回付した。差し戻し後の一、二審判決はいずれも、無償提供を違憲と指摘している。大法廷は憲法判断を

する場合などに開かれるため、最高裁も判断を示すのみられる。政教分離訴訟で最高裁が違憲と判断したケースは、「愛媛玉串料訴訟」判決と「空知太神社訴訟」判決の2例がある。空知太神社訴訟で最高裁は、宗教的施設に公有地を無償提供する是非について「施設の性格や無償提供の経過と態様、一般人の評価などを考慮し、

社会通念に照らし判断すべきだ」との判断枠組みを示している。差し戻し後の二審判決などによると、故翁長雄志氏が市長だった2011年、市内にある松山公園に廟の

設置を許可して土地使用料の全額免除を決め、14年に更新した。原告の住民側は政教分離の原則に違反するとして、設置許可の取り消しと、使用料を請求しないことの違法確認を求めて提訴。市側は「沖繩独特の歴史や文化を継承するための施設で、宗教性はない」と主張し、施設を管理する一般社団法人も市側の補助参加人として訴訟に加わった。

孔子廟、大法廷で審理

那覇市無償提供 最高裁、憲法判断へ

那覇市の松山公園内にある「久米至聖廟（孔子廟）」のため、市が公園内の土地を無償提供していることが憲法の政教分離の原則に違反するかが争われた住民訴訟で、最高裁第3小法廷は29日、審理を大法廷に回付した。差し戻し後の一、二審判決はいずれも、無償提供を違憲と指摘している。15人の判事で構成される大法廷は憲法判断をする場合など

に開かれるため、最高裁も判断を示すとみられる。差し戻し後の二審判決などによると、市は2011年、松山公園に廟の設置を許可して土地使用料の全額免除を決め、14年に更新。原告の住民側は政教分離の原則に違反するとして、設置許可の取り消しと、使用料を請求しないことの違法確認を求めて提訴した。市側は「沖繩独特の歴史

や文化を継承するための施設」と主張し、施設を管理する一般社団法人も訴訟に加わった。18年4月の差し戻し後の一審那覇地裁判決は「宗教的行事を実施するための施設」と認定。無償提供は「特定の宗教に対して特別の便益を提供している」とし、昨年4月の二審福岡高裁那覇支部判決も支持した。原告側、被告側の双方が上告していた。